

AI チャットボットを活用した観光案内業務委託 公募型プロポーザル方式 実施説明書

1 業務内容等

(1) 業務名

AI チャットボットを活用した観光案内業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 予算上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 国、地方公共団体及び民間企業等で類似業務の実績があること。

(2) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(4) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されていること。

(5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められ者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

4 スケジュール

時期	内容
6月10日（火）17時必着	質問書提出期限
6月12日（木）	質問書回答
6月19日（木）17時必着	参加申出書提出期限
6月26日（木）17時必着	企画提案書等提出期限
7月 4日（金）	審査会（書面）
7月 8日（火）予定	審査結果通知
7月中旬	委託契約締結

5 企画提案の実施の流れ

（1）事前説明会

本業務のプロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

（2）質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、質問書（様式1）に記入の上、「9 事業所管課・問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話で受信の確認を行うこと。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問書提出期限：令和7年6月10日（火）17時必着

（3）質問の回答

令和7年6月12日（木）までに、当該ホームページ上に公表する。

（4）参加申出書

本件プロポーザル方式に参加を希望する者は、参加申出書（様式2）を「9 事業所管課・問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での受信の確認を行うこと。

提出期限：令和7年6月19日（木）17時必着

（5）企画提案書の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書

a 記載内容

- ・各業務の概要・企画提案（仕様書参照）
- ・業務工程
- ・業務実施体制

・本業務と同様又は類似の国又は地方公共団体・民間企業等からの受注実績

b 様式等

A 4・縦書き・左綴じとし、表紙を含めて25ページ以内とする。

ただし、提案書を補足する参考資料を添付してもよい（参考資料はページ数制限なし）。

(イ) 会社概要（様式3）

(ウ) 同種業務実績（様式4）

(エ) 提案見積書（様式5）

内訳の金額（税抜き）を詳細に記載し、「2 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税及び地方消費税相当額を合計した税込金額を記入し、提出すること。

イ 提出方法

(ア) 書面

a 正本 2部（表紙に商号又は名称、代表者名を記載、代表者印を押印したもの）

b 副本 6部（すべてのページにおいて、提案者の商号又は名称、代表者名が判別されないよう、黒塗り等の処理を行ったもの）

(イ) データ

上記（ア） - a 及び b の電子データ 1部

P D F形式とし、電子メールまたはU S Bメモリ等の記録媒体に保存のうえ提出すること。

ウ 提出期限

令和7年6月26日（木）17時必着

※受付は、土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

※期限以降の提出は一切受け付けない。

エ 提出先

「9 事業所管課・問合せ先」に同じ

オ 留意事項

(ア) 提案書等の提出は、各社1件に限る。

(イ) 期限までに提出がなかった者は、企画提案を辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。

(エ) 提出書類は返却しない。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

ア 参加資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時までに参加申出書または企画提案書の提出がないとき。

ウ 企画提者が他の企画提案者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。

エ 1つの企画提案者が2件以上の提案を行ったとき。

オ 「2 予算上限額」の予算額を超えた提案を行ったとき。

カ その他提案に際し違法な行為があったとき。

6 審査・選定について

(1) 審査会

書面での審査を行う。

(2) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙『AI チャットボットを活用した観光案内業務委託』評価基準および配点」のとおり。

(3) 選定方法

提出された書類の内容について、審査会において書面審査を行う。各審査委員の評価点合計を総得点とし、評価点の合計が最も高い者を委託候補者として選定する。

また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査委員会で協議のうえ、委託候補者を選定する。

なお、審査委員の評価点の合計が6割・300点（500点満点）未満の場合は、委託候補者として選定しない。

(4) 参加者がいない場合または参加者が1者の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。

企画提案書類を提出した者が1者であった場合も、(3)の方法に従い審査を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、委託候補者の選定後、各提案者への書面で通知するほか、当該ホームページで公表する。

7 委託候補者との契約締結

(1) 委託候補者に選定された者は、委託契約締結に向け、北九州市と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。

(2) 協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。

(3) 保証人は不要とする。

(4) 契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(5) 委託候補者との契約に至らなかった場合は、次順位（第2順位）の者を委託候補者として手続きを進めることがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても同様とする。

(6) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

8 その他

- (1) 本企画提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加申出書の提出後、企画提案書の提出を行わない場合は、「辞退届」(様式6)を提出すること。なお、この場合でも、今後不利益を受けることはない。

9 事業所管課・問合せ先

北九州市都市ブランド創造局インバウンド課

住所：〒802-0001

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

担当：益本、木庭

電話：093-482-1951

E-Mail：brand-kankou@city.kitakyushu.lg.jp